

# 金融ほっとライン受付状況（令和元年度）

北海道財務局が受け付けた金融サービス等に関する相談・情報提供について、令和元年度（2019年4月～2020年3月）の受付状況を取りまとめましたのでお知らせいたします。

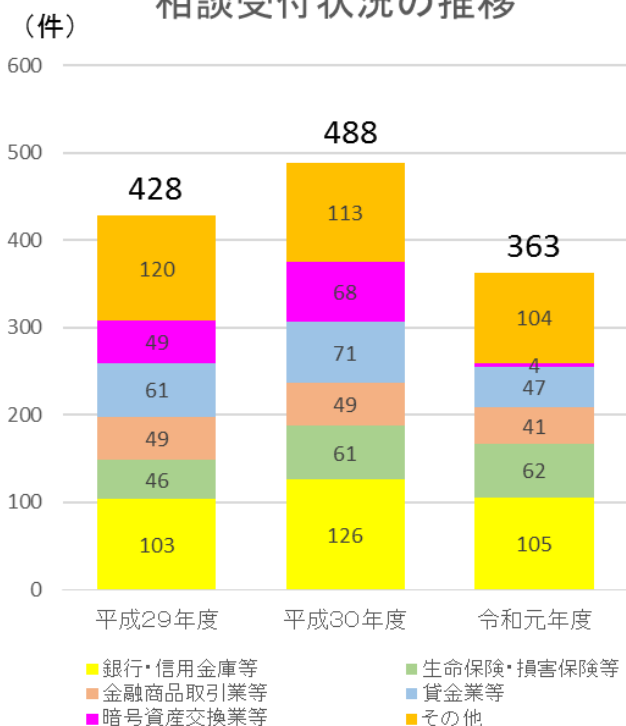
## 1. 令和元年度の概要

- 令和元年度の受付件数は **363件** で、前年(488件)から **125件の減少 (▲25.6%)**。
- 受付件数の業種別上位2業態は、「**銀行・信用金庫等**」が **105件**(構成比28.9%)、「**生命保険・損害保険等**」が **62件**(同17.1%)であった。
- 前年から減少した主な業態は、「**暗号資産交換業等**」が **▲64件**、「**貸金業等**」が **▲24件**であった。

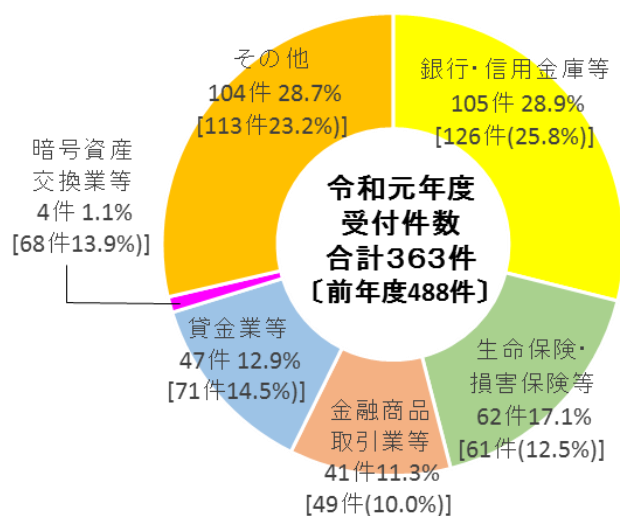
(単位:件)

	銀行・信用金庫等	生命保険・損害保険等	金融商品取引業等	貸金業等	暗号資産交換業等	その他	合計 (対前年度増減率)
令和元年度	105	62	41	47	4	104	363 (▲25.6%)
平成30年度	126	61	49	71	68	113	488 (+14.0%)
平成29年度	103	46	49	61	49	120	428 (▲1.6%)

相談受付状況の推移



相談受付状況(令和元年度)



※四捨五入の関係から合計が100%にならない場合があります。

## 2.主な相談内容

### 【銀行・信用金庫等】

Q. 銀行に預金口座があるが何の通知もなく休眠口座にされていた。申し出たところ「残高が1万円未満の場合は通知しておりません」と言われた。通知せずに休眠口座扱いにして法的に問題はないのか。

- ・「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」等に基づいて、残高が1万円以上の場合は郵送等で通知されますが、1万円に満たない預金等については通知されません。
- ・なお、移管された場合でも、取引のあった金融機関に通帳やキャッシュカード、本人確認書類などを持参すれば引き出すことができます。

### 【生命保険・損害保険等】

Q. 少額短期のペット保険について検討しているが、相談できる場所を知りたい。

- ・少額短期保険については、一般社団法人日本少額短期保険協会のHPに情報が掲載されています。
- ・また、具体的な相談、苦情等窓口として同協会に「少額短期ほけん相談室」があります。

### 【金融商品取引業等】

Q. 金融庁HPに「自動売買ソフトの販売・レンタル業者にご注意を。会員制で販売……は投資助言業に該当する」と書かれているが、登録した会員が自由に購入が出来るような場合も該当するのか。

- ・当該注意喚起文は、このような行為が投資助言業に該当する可能性が高いことから注意を促しているものです。法令等を十分確認し判断をお願いします。

### 【貸金業等】

Q. 足の骨折で入院し、お金が必要なのでカードを作ろうとしたが審査が通らなかった。信用情報の開示請求をしたいがどこに連絡したら良いか。

- ・信用情報登録機関は3先（C I C、J I C C、K S C）ある事をお伝えし、各先の連絡先と開示手続き方法をご案内しました。

### 【その他】

Q. 個人向け国債は預金保険の対象となっているのか知りたい。

- ・個人向け国債は預金保険の対象ではありませんが、満期時に元本返済と利子の支払いについて国が約束しているものです。

### 【ご相談、各種情報の受付】

北海道財務局では、預金・融資、保険、貸金、投資商品などの金融商品に関する相談、ヤミ金、ヤミファンド、未公開株等に関する情報等の提供を受けています。また、預金口座の不正利用に関する情報も受けています。

### 【提供情報の活用】

寄せられた情報等については、金融機関等の検査・監督に活用させていただくとともに、場合に応じて警察当局等と連携し、金融被害防止に務めます。

☆金融取引に関するご相談等は、  
北海道財務局 金融ほっとラインまで！  
電話：011-807-5145